

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第158号
平成21年11月18日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

猟銃安全指導委員規則の施行について(通達)

猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)が、別添のとおり本日公布され、平成21年12月4日から施行されることとなった。

規則の制定趣旨及び解釈並びに猟銃安全指導委員の法的性格等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 規則の制定趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第28条の2は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は猟銃安全指導委員(以下「委員」という。)を委嘱することができる旨を規定し、活動内容その他必要な事項を国家公安委員会規則で定めることとしたことから、新たに国家公安委員会規則を制定し、委員の心構え、活動内容等を規定することとするもの。

2 委員の法的性格

(1) 法律上の位置付け

委員は名誉職とされたところ、名誉職とは有給職に対する概念であり、生活を保障するための俸給、給与を受けないで国、公共団体等公の機関の職にある者をいう。法律的には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)上は特別職に属するものとされる非常勤の委員となる(同法第3条第3項第2号)。したがって、原則として地方公務員法の規定は適用されず(同法第4条第2項)、その守秘義務並びに委嘱及び解嘱の要件及び手続等は法及びこれに基づく規則の規定によることとなる。

また、委員は、刑法(明治40年法律第45号)上も公務員に該当するものであり(同法第7条第1項)、刑法その他の罰則の適用については、当然に公務員として扱われる。

(2) 災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定により、地方公共団体の条例において、非常勤の地方公務員を対象とした公務災害補償の定めがあり、委員は、この制度の適用を受けることとなる。

(3) 報酬

委員は、名誉職とされたことから（法第28条の2第5項）、地方公共団体の職員に対する報酬支給義務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項）が免除される。ただし、実費等の支給を行うことは可能であるので、必要に応じて予算措置を講じることとされたい。

3 委嘱（規則第2条）

(1) 活動区域の指定

委員の委嘱は、活動区域ごとに行われるが、当該活動区域は、警察署の管轄区域とするなど地域の実情に応じて公安委員会が定めることとなる。

(2) 警察署長の推薦

委嘱は、公安委員会の定める活動区域ごとに、当該活動区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから行うこととした。これは、当該活動区域の実情に通じている警察署長が、委員たるにふさわしい者を第一次的に判断することとしたものである。

(3) 関係者に対する周知徹底

公安委員会が委員の委嘱を行ったときは、その活動区域内における関係者の協力を得やすくするために、当該委員の氏名及び連絡先をその活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知させるよう、警察署等の掲示板への掲示、関係団体を通じた周知等の適当な措置を採らなければならないこととした。

4 任期（規則第3条）

委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととした。また、死亡等の理由により委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することとなるが、当該委員の任期は前任者の残任期間とした。

5 活動内容（法第28条の2第2項及び規則第4条）

委員が行う職務は、法に規定するものも含め、次のとおりである。

(1) 猟銃所持者に対し、猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うもの。（法第28条の2第2項第1号）

(2) 警察職員が行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うもの。（法第28条の2第2項第2号）

(3) 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うもの。（法第28条の2第2項第3号）

(4) 狩猟期間内において、狩猟可能区域内の巡回を行うもの。（規則第4条第1号）

(5) 猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族そ

の他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行うもの。（規則第4条第2号）

(6) 猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をするもの。（規則第4条第3号）

6 活動上の注意等（規則第5条）

委員は、法令上特別な権限を認められているものではないことから、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならないこととした。

また、委員の活動は公務として行われるものであることから、その政治的な中立性を確保するために、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないこととした。

7 身分証明書等（規則第6条）

(1) 身分証明書

委員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならないこととした。これは、委員の活動上幅広い範囲にわたって多数の関係者と接触する必要があることから、身分証明書の携帯によって必要がある場合にはいつでもその身分を明らかにし、その職務の公正性について誤解を受けるようなことがないようにしたものである。

(2) 身分証明書の大きさ

身分証明書の大きさについては、携帯の便宜を考慮した大きさとした。

(3) 腕章の使用

身分証明書の携帯と同様の趣旨に基づき、委員たる身分を外見上明らかにするため、委員がその活動を行うに当たっては、腕章を着用させることとした。

(4) 腕章の様式

腕章の様式は、猟銃安全指導委員として活動を行っていることが明らかであるようにした。

(5) 予算措置

身分証明書及び腕章については、所要の予算措置を講じる必要があるので留意すること。

8 研修（規則第7条）

公安委員会は、すべての委員を対象におおむね1年ごとに1回定期研修を、また、新たに委嘱された委員については委嘱後速やかに委嘱時研修を行わなければならないこととした。これは、委嘱者の立場から、委員としての心構え等の委員の活動に関する基本的な留意事項等を周知させることを目的とするものである。

なお、「新たに委嘱された猟銃安全指導委員」とは、再任された委員を含まないことに留意されたい。

9 解嘱（規則第8条）

公安委員会は、委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならないこととした。これは、解嘱が、委員の権利をはく奪するものであることから、手続の適正を担保する趣旨である。

また、失そう等により当該委員の所在が不明であるため通知をすることができないときは、通知を要しないこととした。